

簡単解説!英国のEU離脱(Brexit) 第10回(最終回)

2016年8月15日 全3頁

Brexit における今後の注目点

先行きが不透明な離脱交渉をどうみるか

経済調査部 研究員 廣野 洋太

- ◆ Brexit における今後の注目点は、
 - -離脱交渉の開始時期
 - -離脱交渉の枠組み
 - -単一市場へのアクセス権と人の移動の自由をめぐる動向
 - -EU 域外への波及効果

はじめに

英国は、1993年のEU設立以降初めての離脱国となります。前例はなく、明確な規定も少ない 状況であり、先行きは不透明です。今回は、今までの連載で触れた点も含めて、Brexit におけ る今後の注目点について解説します。

離脱交渉の開始時期

現在、英国はEU離脱交渉に向けた準備の段階です。EU離脱による影響の調査、交渉における 戦略策定、そしてこれらの業務や実際の交渉にあたる人材の確保がEU離脱省や国際貿易省を中 心に進められています。

前回も解説した通り、離脱交渉は英国のEUへの離脱通告によって始まります。英国のメイ首相はEUへの離脱通告を2017年以降としています。2017年は欧州において重要な政治イベントが控えており、離脱通告の時期が注目されます。

英国のEU離脱を問う国民投票直後、フランスのオランド大統領やユンケル欧州委員会委員長は英国に対し離脱通告の即時実行を求めていました。しかし、現在は離脱通告の先延ばしに理解を示しています。ドイツのメルケル首相は国民投票直後から離脱通告は英国のタイミングで行うべきとの考え方を示しています。この背景には、英国との不必要な関係悪化でEUの問題解決能力が疑われるような事態を避けたいEU側の思惑があるのかもしれません。

欧州における今後の政治スケジュール

2016年 オーストリア大統領再選挙(9月/10月)

イタリア、上院の権限を縮小する憲法改正に関する国民投票(10月)

2017年 オランダ議会選挙 (3月15日までに)

フランス大統領選挙(4月、5月)

フランス議会選挙(6月)

ドイツ連邦議会選挙(9月)

2018年 イタリア議会選挙 (2月)

2019年 欧州議会選挙

2020年 英国議会選挙

(出所) 各種報道より大和総研作成

離脱交渉の枠組み

リスボン条約第50条では、EU離脱に関して大きく分けて2種類の協定を離脱国と残留国の間で結ぶことが規定されています。一つは、前回も解説した離脱協定です。もう一つが離脱国と残留国との新しい関係性を具体的に規定する貿易協定などの新協定です。

リスボン条約第50条では、離脱協定と新協定の個別の締結手順については明記されています。 しかし、離脱協定が扱う内容(新協定との違い)や離脱協定交渉と新協定交渉の順序、個々の 新協定をどのような手順で交渉・締結するかなどEU離脱に関わる包括的な枠組みについて明確 な規定はありません。離脱協定交渉は離脱に関わる包括的な枠組みの決定に留まるとの見解や、 EU 拠出金など離脱に関わる利害調整も含むとの見解もあります。

離脱協定交渉と新協定交渉の順序については、離脱協定の内容が包括的な枠組みに留まる場合、離脱協定の締結後にその枠組みに沿って新協定が交渉されるでしょう。離脱協定に利害調整が含まれる場合は個別の新協定を前提として判断すべき項目もあると考えられ、同時並行で進むという見方が一般的です。いずれにしても、EU離脱の枠組みはそれほど明確ではない状態であり、今後の動向に注目が必要です。

単一市場へのアクセス権と人の移動の自由をめぐる動向

これまでの連載でも解説してきた通り、英国は人の移動の自由を制限した上で単一パスポート制度を含む EU 単一市場へのアクセス権を確保しようとしています。この英国の要求に対して EU は単一市場へのアクセスを求めるならば、人の移動の自由も容認すべきと主張しています。この意見の対立が離脱交渉において重要な焦点となるでしょう。

メイ首相は、EU への離脱通告前に事前交渉を行うことを希望しています。2 年間の交渉期限 が過ぎてしまえば、英国は EU 単一市場から退出する必要があるからです¹。そこでメイ首相は、単一市場へのアクセス権の維持などの重要事項が事前交渉で確定してから本番の交渉に移りたい、と考えています。一方 EU 側は、国民投票直後から公式、非公式にかかわらず事前交渉には

¹ 欧州理事会での全会一致があれば、交渉期間の延長は可能です。しかし、EU 側は 2 年を超える交渉を認めない姿勢を示しています。



.

応じない意向を示しています。

ところで、ドイツやフランスでは深刻なテロや犯罪が発生しており、その一部では難民による関与も疑われています。さらに、中東から EU への難民流入の抑制について EU が協力を要請しているトルコでは政情が不安定化しており、同国に頼った難民抑制策は EU 諸国で不安視されています。このような情勢からドイツ、フランスの欧州統合推進派内でも人の移動の自由に一定の制限をかけざるを得ないとの考え方が出ているようです。人の移動の自由の制限に対するドイツ、フランスの態度が軟化すれば、英国にとっては追い風となるかもしれません。

離脱交渉における英国とEUの主張

	英国	EU
事前交渉	希望	応じない
離脱通告の時期	2017年以降	即時通告を要求 ⇒ 2017年以降の通告を容認
単一市場へのアクセス権	人の移動の自由を制限しながら	単一市場へのアクセス権と人の移動の自由は不可分
と人の移動の自由	単一市場へのアクセスを希望	【独・仏】難民問題の対策のために態度が軟化するか?
(出所) 各種報道より大和総研作成		

EU 域外への波及効果

英国がいつ離脱通告を行うのか、ということは英国で活動するEU域外の企業や投資家、そしてこれらの企業・投資家を擁する国々にとっても大きな関心事です。加えてEUとの貿易協定の妥結を目指している国々にとってもこれは重要です。なぜなら、英国とEUとの離脱交渉は困難を極めることが予想されるからです。EUは英国との交渉に人員や時間をとられてしまうため、他の貿易協定への取り組みが停滞する可能性があります。EUとの貿易協定の早期妥結を目指すならば、英国が離脱通告を行う前に目処を付ける必要があります。ちなみに日本も日欧 EPA 交渉を抱えており、英国のEU離脱交渉前に目処が付くように迅速な交渉を進めている最中です。

(以上)

